



島根県報

令和4年12月27日（火）

号外 第 148 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 5

告 示

島根県告示第813号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	浜田八重可部線	浜田市後野町698番1地先から同市佐野町イ337番1地先まで	前	A	メートル 6.00～ 52.10	メートル 4,722.82	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
				B	10.50～ 75.25	4,210.30	
			後	A	6.00～ 52.10	4,722.82	
				B	10.50～ 100.80	4,210.30	

島根県告示第814号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	草野横田線	安来市広瀬町東比田373番2地先から同940番3地先まで	前	A	メートル 4.11～ 26.67	メートル 969.51	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
			後	A	4.11～ 26.67	969.51	
				B	8.20～ 56.08	822.38	

島根県告示第815号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	邑南飯南線	邑智郡美郷町宮内789番7地先から同町長藤169番1地先まで	前	メートル	メートル	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	
				A	3.40～66.50		7,975.00
		邑智郡美郷町宮内788番1地先から同町長藤169番8地先まで	B	8.00～116.00	6,662.00		
			後	B	8.00～116.00	6,662.00	

島根県告示第816号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町給下513番地先から同520番地先まで	メートル 213.84	令和4年 12月28日	雲南県土整備 事務所	